

会 議 録

◇事務局－子ども家庭部子ども若者課

電話：03(4566)2471

附属機関又は 会議体の名称	第10回 豊島区子どもの権利委員会	
事務局（担当課）	子ども家庭部子ども若者課	
開 催 日 時	令和元年6月17日（月）午前10時00分～午前11時49分	
開 催 場 所	区役所本庁舎5階 庁議室	
議 題	<p>1 開 会</p> <p>2 議 事</p> <p style="padding-left: 20px;">（1）「（仮称）子ども・若者総合計画」における施策体系と事業について</p> <p style="padding-left: 20px;">（2）青少年問題協議会専門委員会との合同会議について</p> <p>3 閉 会</p>	
公開の 可否	会 議	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部非公開 傍聴人数 0名
	会 議 録	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部非公開
出席者	委 員	荒牧重人、安恩鏡、佐賀豪、山下敏雅、岡田実、 山本道子、滝上俊恵、平本浩実、佐野華恵、浜千加子
	関係理事 者	子ども家庭部長、教育部長、子育て支援課長、児童相談所設置準備担当課長、 保育課長、庶務課長、放課後対策課長、障害福祉課長、生活福祉課長、男女 平等推進センター長
	事 務 局	子ども若者課長、子ども若者課管理係長

審 議 経 過

【協議事項】

会 長 今回は、子ども・若者総合計画について基本的な方向性のある程度決めるという非常に重要な回です。特に、アンケート結果やこれまでの議論が十分に反映されているかどうかも含めて検討したいと思います。

 早速、議事次第に沿って進めたいと思いますので、まず事務局から資料1について説明をしていただけますでしょうか。

事務局 【資料1 説明】

会 長 1点目に、「理念」について、豊島区の計画とわかるようにするためにこのようなキーワードで良いかという点。

 2点目に、基本的な考え方が3点挙げられているが、このような考え方で良いかという点。

 3点目に、事業名を入れていただきましたので少しイメージが湧くと思いますが、項目として、施策の方向性の大きな6点と、もう少し具体化した3段階で良いかという点。

 これに加えて、従来の計画の第3章にあたる子ども・子育て支援法に基づく計画と、第4章のどのように計画を推進するかという点もあわせて議論したいと思います。最後のところで、計画の推進体制やあり方についても検討したいと思いますが、まず理念、基本的な考え方のところでいかがでしょうか。

委 員 Vの1の「要支援・要保護児童への支援」について、「要支援・要保護児童」という言葉は児童福祉法上で定義されているのですが、その下の項目「社会的擁護の推進」の「社会的擁護」という言葉は、子どもを保護の客体と見る言葉の使い方なので、子どもを権利の主体と認めていくなれば、「社会的養育」と言葉を変えるようご検討いただきたいと思います。

 また、VIの2「セーフコミュニティの推進」について、豊島区はセーフコミュニティの認証を受けていますが、そこでいうセーフコミュニティと、ここでいうセーフコミュニティは同じ意味なのか、違う意味なのかが気になりました。同じ意味ならば、セーフコミュニティの会議で児童虐待について扱っているので、この位置づけで良いのかどうかと思いました。有害環境と防犯、交通安全対策以外のことも取り扱っているので、そこは豊島区独自に考えないといけないと思います。

委 員 理念や考え方は良いと思いますし、前回の議論を踏まえてより体系が整理され、かつ対応する事業が出てきたので関係が見やすくなり、事業が空白になっているところをこれからつくっていくことが可視化されてわかりやすいと思いました。

子どもの権利条例の第30条(6)が、Iの3の「子どもの居場所の充実」に対応すると示されていて、居場所、屋外遊び場の項目で、事業としては子どもスキップやプレーパーク、校庭開放事業となっています。しかし、第30条の(6)が言っているのは、それも含めて、学校などいろいろな場所で、子どもたちの権利を保障していくためにどうすれば良いかということです。学校で権利を教育するだけではなく、実際の日々の生活の中で権利を保障していくにはどうするかという計画を立てましょうという文言になっているので、I全体が子どもの権利の保障推進として30条(6)と対応していると思いました。

条例をよく見てみると、第30条に推進計画の策定が規定されていて、第4章第1節第14条には子どもの権利を保障するための区の責務に関する条文があります。

第14条にあって第30条にないものとして、「文化や芸術の担い手となれるような機会」があり、計画のVIの3とつながっています。第30条だけでなく、第14条と計画の対応関係もあると良いと思います。

事務局

第30条の(6)の子どもの施設に関することがIの子どもの権利全体にかかるのではないかというご意見をいただきました。子どもの権利を守るという意味では、施設ごとに子どもの権利の理解促進や参加の表明を推進しなければならないと思いましたので、これからも検討していきます。

第14条との対応関係についてもわかりやすく示し、権利計画として欠けている部分をもう一度精査をしていきます。

V「状況に応じた子ども・若者及び家庭への支援については、「社会的擁護」という言葉について整理をしていきたいと思っています。

児童虐待については、状況に応じた子ども・若者、家庭への支援、要支援・要保護児童への支援という位置づけで良いのか、区で進めている「セーフコミュニティの推進による安全な社会環境」にも該当するのではないかというご意見をいただきました。

セーフコミュニティでも児童虐待のことは特化して対策していますので、再掲という形にするなど、両方で取り組んでいきたいと考えております。

委員

セーフコミュニティは施策と対応を合致させないで、別概念で考えても良いのと思いましたが、子どもの権利条例に基づくセーフコミュニティの推進はここだけという意味で扱うのですか。セーフコミュニティの認証を受けている事業だと、子どもの権利条例でやろうとしていること全般が入ってくる可能性もあります。ここで使っているセーフコミュニティという言葉の意味は、いわゆるセーフコミュニティの認証事業とは別概念として、安全・安心ということで個々の施策との対応を明確にしても良いと思います。

委員

セーフコミュニティの児童虐待の委員会でも、子ども特有の児童虐待は重要な項目です。この計画の中でも相当な比重でセーフコミュニティが入っていますが、そのセ

ーフコミュニティというのは、児童虐待以外でも交通事故や転落事故等の事故を防ぎましょうということだと思います。安心・安全については、子どもの権利条例第14条の(1)「生命や身体が守られる環境」や(3)「安心して休む」ともつながっています。かつ豊島区のーフコミュニティという独自の取り組みを組み込んだ形でつくっていると思いましたので、別立てとして深く考えなくていいと思います。

会 長 条例に基づく計画ということがいえるようにしておく必要がありますので、条例と計画の対応関係は、何らかの形で意識はしておく必要があると思います。

「ーフコミュニティの推進による」は、そのことを推進することによってこのような環境を整備をするということですので、ーフコミュニティそのものをここに全て書く必要はなく、どのようなターゲットをここに置いているかわかれば良いと思います。

文化的環境など、豊島区は文化を大切にしまちづくりをしています、「劇場都市としま」というのは、豊島区在住の委員の皆さんはポピュラーな言い方でしょうか。

事務局 文化政策においては、一人一人が主役として活躍できる場があるという意味で使っている言葉です。

委 員 前回の理念の「すべての子どもの最善の利益」という表現にかわって、今回「劇場都市としま」と、豊島区の特徴をあらわすために理念に持ってきたのだらうとは思いますが、「劇場型〇〇」と言われるので、「劇場」という言葉のイメージがあまりよくなく、浸透していません。計画の中で入れるのはいいのですが、理念としては、前の子どもプランの「すべての子どもの最善の利益が考慮され、家庭や地域のなかで子どもが成長し、子育てに伴う喜びが実感できるまちづくり」のほうが良いと思います。子どもプランの理念が頭にあるものが適切だと思いますが、計画の中に若者も入りませんので、難しいです。

会 長 「子どもの最善の利益」というのは確かに重要ですが、どこの計画かわかるように、豊島区が力を入れている、豊島区らしい理念を打ち出しても良いのではないかと思います。

委 員 これを見たときに一番気になったのは、「劇場都市としま」でした。私も区のいろいろなところでこのような言葉を聞きますが、この計画を読むのは中学生や保護者で、果たしてそういった人たちが「劇場都市としま」でわかるかなと思いました。

また、若者の対象が39歳までですが、そのようなことが皆さんにまだあまり伝わっていない部分もあるので、理念として入れても良いと思います。

会 長 理念と基本的な考え方について、一定程度方向性が決まれば良いと思っています。

理念の部分は、やはり「豊島の計画」とわかるほうが良いと思っていますが、私も「劇場都市」というのが豊島区民になじみのある言葉なのかなと思いました。

委員 「みんなが一人一人主役だよ」ということが理念で一番の伝えたい肝で、かつ豊島が文化都市で、ホール等もつくっているの、豊島の独自性を伝えようとしていて良いと思いました。

「劇場」を外すとしても、主役だということと、文化都市ということをつなげる、例えば「ステージ」など、文化と芸術に関連した別の言葉を考えてくると良いと思います。

会長 文化的環境など、文化を大切に等のほうが、「劇場都市としま」よりはわかりやすいと思います。

基本的な考え方について、若者も含んだ計画なので、子ども期、特に子どもの権利保障が重要だということをまず置いて、その上で、切れ間なく継続的にということと、地域全体でその支援をすることを置いています。

委員 これからの方向として「劇場都市」という言葉は徐々に認知されてはいるのですが、今ここでまとめる段階で、「劇場都市としま」の中の子どものというのは本当に区民になじんでいけるのかと思います。

会長 理念、基本的な考え方の部分は何度も戻って議論しても構わないので、項目のところでいかがでしょうか。

Ⅲ「子どもに関わる施設の環境整備」の3「子ども・若者支援に関わる人への支援」で、子ども施設にかかわる人というのは、条例に「子どもにかかわる施設」という概念規定がありますので、保育士や学校教職員も含みますが、この辺りをより強調しても良いのではないかという意見もあると思います。

委員 いじめや不登校の問題というのは全体的に学校で起きているのですが、これを見た時に、あまり学校ということが入っていません。この間青少年問題協議会のほうも傍聴させていただきましたが、このような権利の問題というのは、「大人が守る」「子どもが自分の権利を知る」その両輪だという話も出ていました。今は「区が何々します」という記載ですが、子ども自身が自分の権利を知ることをもっと打ち出しても良いと感じました。

会長 この計画の体系図を見て、学校関係者がしなければならないことや、学校関係者が支援されていることや、環境整備にも力を入れるということがわかるでしょうか。

委員 主たる事業名と事業主がありますが、それは教育課程の中なのか、外なのかによって

変わってくると思います。中に入っていることがいろいろと混在している部分がありますが、子どもの権利を守るためには学校が関わるのは当たり前だと思っています。

事務局 前回は学校というご意見をいただきました。学校ではどのような教育をすべきかについて、教育ビジョンという計画がつくられています。学校で行うべきことはそちらに載っておりますので、そちらとはまた別に、どう盛り込んでいくか検討が必要です。

会 長 少なくともこの子ども・若者総合計画と、区のいろいろな計画との関連は図式化して、わかるようにしないといけないと思います。教育ビジョンに委ねている部分があっても良いですが、区全体の基本計画に基づいて、子ども・若者についてはこの計画に沿って推進するという位置付けなので、教育ビジョンに書かれているから良いということにはなりません。この計画の中で基本的なことを打ち出して、詳細は教育ビジョンで定めるなど、関係性がわかるようにすると良いと思います。

庶務課長 教育ビジョンを策定中ですが、現在「子どもの権利条例」という言葉は出てきていません。主権者教育ということは出てきているのですが、子どもの権利をどこに入れるかは、課題として考えていかなければならないと理解しております。

事業計画で出ている中で、事業名としての名前はないのですが、学校の先生方の日々の各取り組み、教育活動の中でどのように対応していくかという対応力の問題だと思っています。今年の5月に教員を対象とした子どもの権利の研修もあり、子どもの権利に関することが少しずつ始まっています。Ⅲの3にこれからどのように書いていくかが重要なポイントであると、教育委員会では思っています。

会 長 教育ビジョンの中で子どもの権利条例が全く入っていないというのは問題です。

少なくとも豊島区の場合は、教育ビジョンの考え方など具体的なところに、子どもの権利条例が入ってこない、子ども・若者総合計画など、その前提になる条例を反映したビジョンにはなりにくいと思います。そのような意見が子どもの権利委員会からあったということは、ぜひ伝えていただきたいです。

庶務課長 わかりました。どこに入れるかということも含めて、検討させていただきたいと思っています。

委 員 「子どもに関わる施設」という中に学校も含まれて、ここに全て網羅されるようになっていくということですか。

会 長 Ⅲの3とⅣなど、もちろんⅠが一番関係するところですが。総合的な施策の方向性と事業名を示していますので、学校の問題は随所に散りばめられています。

委員 「子ども・若者支援に関わる人への支援」の項目は施設など居場所にかかわる人への支援ということになっていますが、実際には居場所や施設以外で支援されている方々もいます。例えば若者の方は、就労支援という活動をされる方々もいらっしゃいますが、居場所や施設として活動してはいないので、そういったものも含むということにさせていただいた方が良くと思います。

会長 今言われた部分については、例えばNPO等もあります。それについては、VIのところで考えられています。

「子ども施設にかかわる人」となると、児童福祉法上の児童福祉施設や、学校教育法上における学校等になるので、居場所以外でも子どもにかかわる施設、関係者がいるのではないかというご意見もあると思います。分けないでここに出した上で、VIでは区全体で支援をすることを全面的に打ち出す、という方法もあると思います。

委員 II「子育て家庭への支援」の2「子育てを支援する生活環境の整備」ですが、子どもの生育環境を決める上で親の職業もすごく重要で、親が定職に就いているか否かでも変わってくると思うので、ハローワークなど、親が働けるように支援することも書いて良いと思います。また、主婦など潜在的な働き手を働かせることを推進している事業等があったら、豊島の独自性につながると思いました。

会長 事業の中に、豊島区でできることと、東京都と協力して行うものと、国と協力して行うものがあります。その辺りは事業のところで、法に基づく事業と豊島区が中心となって独自に行う事業を分ける必要があると思っています。今言われたのは、もっと就労支援を充実させることが必要だということですよ。

委員 子育て家庭の支援を見ると、環境など親の知識を増やすといった事業は多いのですが、そもそも子どもが生活する上で重要なのは経済的な安定性だと思います。経済的に安定していればこのような区の事業にも参加できるが、安定していないと働かなくてはならなくて、事業には参加する余裕がないという人が多いと思うので、このような事業に参加できる機会を増やす上で、就労支援も書けば良いと思いました。

会長 豊島区の場合、子どもの貧困対策法に基づく子どもの貧困対策の計画があります。その中に就労支援は入っていますので、主にそちらに記載するとしても、この計画の中でその部分を出しておくということは必要かもしれません。

委員 今のお話というのは、Vの2「状況に応じた支援」の2「ひとり親」「生活困窮家庭」と、どちらにもかかわってくることです。この計画の文字だけ見ると、Vの2は、深刻な貧困状態というのがメインになっています。IIは経済的にではなく、子育てしやすいようにするという位置づけなので、Vの2などIIの2とは違う観点で、もう少し

具体的に親御さんに豊島区として何か支援できる事業があれば、親の仕事にかかわらず、また経済的な問題があったとしても、どのようなお子さんでも安心・安全で楽しく暮らせるというメッセージを親御さんや子どもたちに伝えられるということだと理解しました。

会 長 メッセージ性というのは、このような計画ではすごく重要で、そのことを意識した計画、事業になると、国が定めた事業など、これまでの継続事業が出てくるのですが、豊島区の場合はどのような方向で子ども・若者の支援をしていくかをいかに打ち出すかというのは非常に重要だと思います。

委 員 Vの2「状況に応じた支援」の右側の事業名のところの一番下、「性的少数者の人々への理解」について、豊島区ではこの表現は使わないと決めました。その辺りも反映していただきたいです。

事務局 子どもプランに載っている計画事業の名称がそのまま載っています。新計画をつくる際には、現行の指針に合わせた記載にいたします。

会 長 いずれある程度数値目標を立てることが必要なかどうかという問題も出てきます。必ずしも全部を数値目標にするという計画ではないし、またすべきではないと思っています。全部PDCAのサイクルで評価できる計画にしてしまうと、結局行政が自己評価をすることになってしまうので、計画を推進することによって、どのように区民、子どもの状況が変わったかを評価、検証できるプランが良いと思います。

 基本的には子ども・子育て支援法は数値目標ですので、数値の部分で最後のところに別途章立てをして入れるという案と、この中に入れ込むという案がありますが、行政としては、別途章立てをするほうが立てやすいのです。法に基づいてこのような数値が出ていますので、その辺りも検討していただきたいと思います。

 事業のところでもこのような事業をもっと入れるべきいうことがありますでしょうか。

 例えば、空欄になっているIの2の「子どもの意見表明・参加」のところでも「としま子ども会議の開催」が促進になっていますが、ここでは仕組みづくりとその促進という部分で分けていますので、としま子ども会議は仕組みに持っていても良いと思います。

委 員 Vの2「状況に応じた支援」のところで「外国籍の子ども」とありますが、外国籍の若者はどうなっているのでしょうか。

会 長 これは外国籍の問題、外国にルーツのある人たちのことも取り組むということですので、当然若者も入ります。

- 委員 ここに書いてある事業というのは、今、豊島区で進められているということですね。
- 事務局 現行の子どもプランや子ども・若者計画に掲載されている事業です。ただ、終了してしまっているものや、未実施のものも数に入っています。
- 会長 今日の議論をもとに、青少年問題協議会と合同会議を行い、そこである程度、来年度の重点は決めないと予算化できないので、この辺りは充実させる必要があるのではないかということも含めて意見を言っていたらと思います。
- 委員 学童の時間の拡張については、夜間放置の問題が言われています。共働きの世帯も増えてきているので、従前どおりの学童の時間枠組だと働きにくいということがあります。
- 宇都宮の要支援児童健全育成条例で、学童について、夜間までと、お風呂、食事、洗濯までして帰すという話を以前させていただきましたが、大津も始めたという話も聞きました。参考にさせていただいて、働きに出られるお母さん、お父さん方のニーズに合ったような学童の体制をご検討いただければと思います。
- 子どものショートステイ事業もいろいろ始まっていますが、お子さんを預けるのと、学童に行くのでは、保護者の受けとめ方も違うので、学童の枠の拡張ということもご検討いただきたいと思います。
- 会長 学童については国の基準も少し変わりますが、豊島区はどのような方向性ですか。
- 放課後対策課長 来年の4月1日から学童の職員の資格や人数について緩和するというのが国の方針で決まっています。豊島区としては、緩和する予定はございません。
- 会長 それは重要ですね。委員の言われた方向というのは、検討の余地はあるのですか。
- 委員 夜間放置で問題となってくるケースは、22時、23時だとさすがに遅いですが、21時くらいだと微妙という話になります。20時くらいに子どもがうろついていたという通報もあるので、年齢も小学校中学年から高学年に上がるかどうかというところで、ぎりぎり学童を使えるかどうかというところでもあります。
- 放課後対策課長 青少年育成委員会の方、学校の校長先生、地域の方に出ている子どもスキップの運営協議会がありますが、あまり遅くまで学童を行うと、帰ってご飯を食べて、寝るのは何時になるのか、といった意見が出ております。
- 委員 時間よりは、食事とお風呂と洗濯して帰すということも子どもに教えるということが重要だと思います。家に帰っても、洗濯してくれない、お風呂も入れてくれない親

でも、この親のもとで生活したいと思うわけです。しかし、学校は洗濯してきれいな服装で通うのだということを学童で教えることができる。子どもも、今ある生活環境について考える、権利意識も芽生えていくという意味では、重要だと思います。

私が知ったときは宇都宮しか行っていませんでしたが、今度大津も行うという話を聞いたので、全国的に今後この働きかけが動くならば、豊島区もぜひ検討していただきたいと思いました。

委員

学童とまたちょっと違う視点で、日常的にぜひできればなと思っているのが、10代の子どもたちが夜に駆け込める場所です。日々10代、中学・高校生ぐらいの担当をしていますと、家にいたくない、いられないというお子さんがいたときに、児童相談所の一時保護などシェルターに行くかという話になります。

児童相談所で保護するというと大ごとになってしまい、そこから先の展開も大変になってしまう。もう家で我慢しているか、夜のまちに飛び出るかという選択しかない状態で、児童相談所の一時保護レベルではなく、緊急避難的に、しかも親権者との間でも安全なところと言えるようなところが区の事業としてできればと考えていました。

子どもが主体的にということであったり、池袋という大きな町に夜中に行かれるよりも、お互いクールダウンができると思いしています。ジャンプで、家に帰りたくない子が閉館間際までいるのを見ていますと、将来的な形としてそのようなことを現場で感じているイメージだけお伝えさせていただきます。

委員

ショートステイ的に駆け込める場所があるのですが、やはり1軒ではだめで、今度8月に講演会を行い、一般の人がおうちに子どもを招こうと動き出しています。だけど、NPOだけではなかなか手詰まりになってしまうので、行政の支援があると広がるのではないかと思います。

委員

大阪の「さとにきたらええやん」で活動されている方がいて、その方は釜ヶ崎で保護者の方と関係ができています。地域に根差していて、保護者の方の信頼があるから、少し家出したときも、安心してそこから児童相談所を入れながら環境調整をするという活動をされています。

それを行政が行っても、保護者と関係性をもとにつくれているという前提がないので難しいと思います。その方は、一時保護のような分離にならないので、ある意味0.5のような形で家にも帰れるし、親からの侵害も防げるという取り組みをされていて、それを全国的にやろうということをよくおっしゃっていますが、それをそのまま制度的に実施するのは、難しいと思います。

委員

難しいことも重々承知の上なのですが、お子さんが家に帰りたくない、いたくないというのは、何らかの背景があったり、今の現状に納得していないというその子自身の意見表明でもあるので、例えば団体の事業を支援するのか、何か別の形を整えるの

か、関係が親御さんとできていないからこそ、例えばそこに権利擁護委員が入って調整をするなど、児童相談所レベルまで行かない、非行に走らない、そのもっと手前の機会を、豊島区はキャッチしますというメッセージ性のある事業ができると良いという思いがあります。

会 長 委員の言っているポイントは、子ども・若者自身が自分の意思で行けるということ、その受け入れ場所というのが必要になっているということですね。

当然場所と人とお金もかかり、地域や保護者との関係というのが必要ですが、ご指摘のような現実がある。これに対して何もしなくていいのかという問題なわけです。

子ども自身が駆け込める場所ということについて、何らかの手を打つということが求められていることは、豊島区だけではなく必要なことです。それについて、豊島区が一步踏み出すか。どのような形で踏み出すか、NPOが行っていることを支援するのか、豊島区自身が乗り出すのかなど、いろいろありますが、現実からそのような問題が出ているということは把握しておくべきです。

我々は、アンケート調査やヒアリング調査を実施して、その結果に基づいて提案していかないと、調査をした意味がありません。反映している部分を示すことが、特に子どもに対してアンケートやヒアリングをした責任だと思います。そのような意味で、このようなことが入っていないのではないかとこのころがありましたらどうぞ。

委 員 アンケートの概要を前回いただいた中に、区の行政の方と保護者の方から「CAPをやってください」と、「子どもへの暴力防止」という記載がありました。その意見も踏まえて、子ども自身が自分の権利を知って、自分は大切なのだとわかるというのは予防分野で、何かある前に、小さいときからやっていると広がるし、権利が自分のものと認識できるので、検討していただければと思います。

Ⅲの3「子ども・若者支援に関わる人への支援」、このような先生方のためのワークショップもあって、先生方のエンパワーメントをするという姿勢で実施しているのは知っているので、何か導入していただくと良いと思います。

豊島区に子どもの権利条例があるのになぜやらないのかと、現場のお母様方からも要望する声は豊島区でも聞かれていて、先日の青少年問題協議会でも、「子どもの権利を子ども自身が知るということは大事だ」という話が出ていたので、検討していただきたいと思いました。

会 長 今、豊島区でCAPの事業に支援をしているということは一切ないのですか。

事務局 ありません。

会 長 子どもの権利の普及や啓発を含めて、この計画は行政だけで実施しようとしているわけではなく、行政だけで実現できるわけでもない。関係者や区民、NPOを含めて

連携をしていかなければできない。だからこそ、そのような人たちや関係者に対しても支援をするという構造です。

CAPというのは、結構定評があって、ある自治体ではCAPの活動にその自治体が支援をして、学校を巡回していますので、学校世代の子どもたちは全部教職員がやらないといけないと思わないで、そのような実績のあるNPOを活用するというのも大いに考えて良いと思うのです。

また、今回はこの計画の体系図についてですが、どのようにこの計画を推進するかという章立てもあります。この計画の体系のVI番目にもありますけれども、NPOや地域の方も含めて、何より重要なのは、子ども自身がこの計画の実施に関わっていくことをどのように推進するかということです。

委員

前回話が出た、中学校の校則をつくる時に、この権利条例を入れたいと生徒から出たということが非常に印象に残っていて、小・中学校の学校現場ではこれを普及させるヒントがたくさんあるのではないかと感じました。

何か一緒につくるなど、いじめが起きるとみんなでいじめ撲滅しようと学生が立ち上がるような、そのようなきっかけで、豊島区にこのような条例があるのだから、これを生かそうと子ども自身で何か発案してもらえると嬉しいと思いました。

会長

もう一回、理念や基本的な考え方に戻っても構いませんので、全体的に何か言い残したり、気がついたことというのはありますでしょうか。

事務局で困っている点というのはありますか。

事務局

I番の「子どもの権利保障の推進」について、仕組みづくりの側面と、実際に促進していく側面で構成していますが、ここに具体的にどういった違いでどういった事業が入ってくるかご助言いただきたいと思っておりました。

また、III「子どもに関わる施設の環境整備」の2「学校における学びや体験の環境整備」で、第30条(6)が指していることは学びだけではないというお話もありました。学校における支援について、この項目がさらに増えてくるべきですが、ここに例えばどういったことが入れるべきご意見いただきたいです。

委員

項目を増やすという事務局の話で、どこかの中学校は保健室で授業を受けていいようにしたら教室に戻ることができた。しかしまた戻ったというのをテレビで見て、それがいいと思いました。ただ、豊島区でも実施しましょうと言ったとしても、それは教育委員会との兼ね合いがあると思いました。

会長

計画によってかえって具体的な取り組みを拘束することになりますので、一番具体的な取り組みについては、計画では規定はしません。基本的な考え方など方向性というのを計画で示すことになります。子どもの学びの場での保障のあり方について、基

本的な考え方をこの計画の中に入れるということは可能です。

委員

より具体化するとしたら、Iの1の学習など教育という中身そのものを教えることだけではなくて、日々の暮らしの中で、子どもたち本人も子どもたちにかかわる大人も、この条例で子どもに保障されていることが守られて日常を過ごせているだろうかと日々意識をすることと、もし権利が守られていないとなったときに、その施設の中でしっかり問題提起されて、解決されていくということが出来るかどうかということがあると思います。

学習ではなく、それを反映させた日々の中でみんなが意識するような取り組みということ授業の形でできるのか。例えば学校や施設の中で傷ついた、あるいは傷ついている子がいると思ったときに、区としての権利救済の仕組みもちろんありますが、本来はそのような大ごとになる前に、その施設の中で意見表明がされて、権利が保障されているか、その現場の中で話し合っ解決するのが良いことです。学校など施設の中では、今までされていることの積み重ねはあると思いますが、それを子どもの権利条例の視点など意識のもとに、より固めて良いものにしていきましょうと、何か新しいものを始めるというよりは、今あるものにより意味づけしていくイメージだと思っています。

会長

他によろしいですか。

次回の委員会までに、理念や基本的な考え方などで、このようなものが良いのではないか、このような言葉が良いのではないかということがあれば、事務局へ連絡していただければと思います。

9月の委員会では、理念や考え方、どのような方向で行くかということについて具体的な案を出さないと、パブリックコメントができませんので、9月、10月のところである程度計画案を決めるという方向で行きます。合同会議が7月25日なので、7月の第1週頃までに理念など基本的な考え方、あるいはこのような事業が足りないのではないかという意見をください。その意見をもとに、青少年問題協議会と合同会議を開いて、ある程度の方向性を確定します。

9月には、計画案の第1次案を出します。意見をもらった上で第2次案を出して、それを元にまた青少年問題協議会と合同会議をした上で、パブリックコメントにかけるか、それとももう一回委員会が必要かというのは、その時点で判断をします。いずれにしても9月、10月で、第1次案を皆さんとともに検討するというスケジュールになります。

事業については、どのような事業名と事業にするかということについては、最終的には行政のほうに任せることになりますので、私どもとしては、理念、基本的な考え方、施策の方向で、このような施策を進めることが必要だということを検討します。具体的に事業名までをこの委員会で検討することはありませんが、事業につながるような基本的な考え方とは書き込むことになります。

それでは、議題2の青少年問題協議会との合同会議をお願いします。

事務局 【資料2 説明】

会長 それでは、終わりにしてよろしいでしょうか。
どうもありがとうございました。

提出された資料等	資料1	「(仮称) 子ども・若者総合計画」施策体系(案)と事業について
	資料2	豊島区青少年問題協議会専門委員会・豊島区子どもの権利委員会の合同会議開催について(案)
	参考資料	(仮称) 豊島区子ども・若者総合計画策定のためのアンケート調査 報告書
	会議録(案)	第9回豊島区子どもの権利委員会